

税額の決め方

国保税の税額はどうやって計算するの？

次の3つの項目をもとに算定して一世帯ごとの国保税を決めています。

3つの項目	区分税率(額)				備考
	医療分	後期分	介護分	子ども分	
①所得割	8.9%	3.1%	2.6%	0.28%	世帯内の加入者一人ずつについて計算します。前年中の所得から基礎控除43万円を除いた額に税率をかけます。
②均等割	28,700円	11,000円	11,000円	*1,300円	世帯内の加入者数に応じて計算します。 *子ども分の内訳 …均等割1,200円、18歳以上均等割100円 18歳未満(高校生年代まで)の均等割(1,200円)は全額軽減となるため、その分を18歳以上の加入者全員で負担(100円)します。
③平等割	27,800円	9,600円	7,600円	900円	一世帯につきいくらと計算します。
限度額	年間 670,000円	年間 260,000円	年間 170,000円	年間 30,000円	一世帯の最高限度額は、合計113万円です。

※ 未就学児のお子様については、均等割額を半額とします。

※ 出産予定の人については、単胎の場合出産予定月(または出産月)の前月から4か月分、多胎の場合出産予定月(または出産月)の3か月前から6か月分の所得割額と均等割額を減額します。

産前産後HP→



医療分	①所得割	加入者全員の所得	×	8.9%	=		円	
	②均等割	28,700円	×		人	=		円
	③平等割					=	27,800	円

国民健康保険税(医療分) 円…(A)

後期分	①所得割	加入者全員の所得	×	3.1%	=		円	
	②均等割	11,000円	×		人	=		円
	③平等割					=	9,600	円

国民健康保険税(後期分) 円…(B)

介護分	①所得割	加入者全員の所得	×	2.6%	=		円	
	②均等割	11,000円	×		人	=		円
	③平等割					=	7,600	円

国民健康保険税(介護分) 円…(C)

子ども分	①所得割	加入者全員の所得	×	0.28%	=		円	
	②均等割	1,300円	×	(18歳以上)	<input type="text"/> 人	=		円
	③平等割					=	900	円

国民健康保険税(子ども分) 円…(D)

(A) + (B) + (C) + (D) の合計が1年間の国民健康保険税です。 円

税額の計算例

夫	41歳	給与収入	300万円	給与所得	202万円
		課税標準額	202万円 - 43万円 = 159万円		
妻	38歳	給与収入	113万円	給与所得	48万円
		課税標準額	48万円 - 43万円 = 5万円		
子	10歳	収入なし			
母	66歳	年金収入	180万円	年金所得	70万円
		課税標準額	70万円 - 43万円 = 27万円		
世帯の課税標準額		159万円 + 5万円 + 27万円 = 191万円			

医療分	①所得割	1,910,000円	×	8.9%	=	<input type="text"/>	円	
	②均等割	28,700円	×		4人	=	<input type="text"/>	円
	③平等割					=	27,800	円

国民健康保険税(医療分) 円…(A) *

後期分	①所得割	1,910,000円	×	3.1%	=	<input type="text"/>	円	
	②均等割	11,000円	×		4人	=	<input type="text"/>	円
	③平等割					=	9,600	円

国民健康保険税(後期分) 円…(B) *

介護分	①所得割	1,590,000円	×	2.6%	=	<input type="text"/>	円	
	②均等割	11,000円	×		1人	=	<input type="text"/>	円
	③平等割					=	7,600	円

国民健康保険税(介護分) 円…(C) *

子ども分	①所得割	1,910,000円	×	0.28%	=	<input type="text"/>	円	
	②均等割	1,300円	×	(18歳以上)	<input type="text"/> 3人	=	<input type="text"/>	円
	③平等割					=	900	円

国民健康保険税(子ども分) 円…(D) *

(A) + (B) + (C) + (D) の合計が1年間の国民健康保険税です。 円

* (A)、(B)、(C)、(D) は、100円未満切り捨て